特定非営利活動法人日本肺癌学会
利益相反に関する取扱い細則

日本肺癌学会は，肺癌臨床研究の利益相反に関する指針に基づき利益相反に関して以下の細則を定める

第１章　学会発表者

第１条（届出）
学会の学術集会での研究発表に際し，演題の発表者（１演題について複数の発表者がいる場合には筆頭者）及び当該臨床研究責任者は，利益相反に関連する事項について，別に定める様式により，事前に学会事務局に届け出なければならない。

第２条（届出事項の公表）
前条の届出事項は，学会が催す学術集会における当該研究発表時及び学会抄録集上で適宜公開する。

第２章　機関誌発表者

第３条（届出）
学会の機関誌で発表を行う者は，著者全員の利益相反に関連する事項について，別に定める様式により，事前に学会事務局に届け出なければならない。

第４条（届出事項の公表）
前条の届出事項は，当該発表が掲載される機関誌等に，当該発表と共に適宜公表する。

第３章　学会役職者等

第５条（利益相反事項の報告）
１　学会の理事，監事及び委員会委員は，その就任並びに選任に際し，利益相反にかかる報告事項を，理事長に対して文書で報告しなければならない。
２　本条による報告を要する委員会委員は、倫理委員会、利益相反管理委員会、学術委員会、渉外委員会、集団検診委員会、ガイドライン検討委員会（小委員会を含む）、バイオマーカー委員会及び理事長が適宜指定する委員会とする。

第６条（利益相反事項の定期的報告等）
１　理事及び監事は，その在任期間中，年１回定期的に，理事長に対し前条１項の報告を行うものとする。
２　理事及び監事，委員会委員は，利益相反事項に変動が生じたときは，その都度速やかに，その内容を理事長に報告しなければならない。

第７条（利益相反情報の判断）
理事長は利益相反に関する報告を受けた場合には，これを利益相反管理委員会に諮問するものとし、利益相反管理委員会はこれについて調査して理事長に報告する。但し、利益相反管理委員会委員についての調査は、理事長の指名する理事に委嘱して理事長が行う。

第８条（利益相反の疑いを生じた場合の処置）
利益相反管理委員会から報告されている利益相反事項について，理事，監事及び委員会委員の就任並びに選任又は具体的な案件関与に問題ありと指摘があった場合は，理事長は理事会にはかり，当該指摘に照らして，当該役職の退任，具体的案件への関与の回避を含む適宜な措置を決定しなければならない。

第９条（審査請求）
退任することとなった理事，監事及び委員会委員は，退任の決定から７日以内に，利益相反管理委員会宛ての審査請求書を事務局に提出することにより，審査請求をすることができる。

第１０条（審査手続）
１　審査請求を受けた場合，利益相反管理委員会は，審査請求書を受領してから１４日以上１ヶ月以内の間に委員会を開催してその審査を行う。
２　利益相反管理委員会は，前条１項の審査請求の場合は，理事長及び審査請求者から直接意見を聞くものとする。但し，審査請求者が定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は，その限りではない。
３　利益相反管理委員会は，特別の事情がない限り，審査に関する第１回の委員会開催日から１ヶ月以内に決定する。

第１１条（利益相反委員会決定の最終処分性）
審査請求に対する利益相反管理委員会の決定は，理事会にはかられて最終のものとする。

第１２条（管理に関して）
利益相反情報は，学会事務局において，個人情報に準じて保管・管理する。当該情報の管理については，別途適切な管理規程を設ける。

第１３条（利益相反情報の内部利用）
１　利益相反情報は，当該個人と学会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断し，学会としてその判断に従った処理を行うために，本細則に従い，学会の理事・関係役職者・関係機関において随時利用することができるものとする。その利用には，具体的な利益相反状況について上記以外の学会員に対して説明する場合を含むものとする。
２　前項の利用対象者以外の者に開示してはならない。また、利用者は本細則に定める以外、個人の利益相反情報の漏洩を禁ずる。
３．利用に際しては本学会理事長に対し，利用目的を明示した文書を提出し，許可を得なければならない。

第１４条（利益相反情報の開示・公表）
１　利益相反情報は，原則として非公開とする。
２　利益相反情報は，学会の活動，委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む），臨時の委員会等の活動等に関して，学会として社会的･法的な説明責任を果たすために必要があるときは，理事会の議を経て，必要な範囲で学会の内外に開示若しくは公表することができる。但し，当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して，利益相反管理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。
３　前項の場合，開示若しくは公開される利益相反情報の当事者は，理事会若しくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し，開示若しくは公表について緊急性があって意見を聞く時間がないときは，その限りではない。

第１５条（不要情報の削除）
１　理事，監事，学術集会会長，副会長，委員会委員長及び委員については，任期満了の日から２年経過したとき，委員委嘱の撤回が確定した者については確定後速やかに，学会の諸記録から利益相反情報を削除する。但し，削除することが適当でないと理事会が認めた場合には削除の対象外とし，また，過去に公表されたことがある場合及び第７条以下における審査が行われた場合には，当該公表若しくは審査にかかる文書・データ等は廃棄・削除の対象外とする。
２　学会誌「肺癌」に発表する際に提出する文書を「肺癌」掲載後２年で破棄する。

第４章　虚偽の届出・報告

第１６条（虚偽届出・開示の場合の措置）
１　本細則の規定により届け出られ又は報告された利益相反に関連する事項に虚偽があった場合には、利益相反委員会は之を理事長に報告するものとし、理事長は理事会にはかって、対象者に対して一定期間一つ以上の措置をとることを決定することができる。
（１）学術集会での発表の禁止
（２）学会の機関誌での発表の禁止
（３）学術集会の会長への就任の禁止
（４）学会の理事会、委員会への参加の禁止
２　理事会は、前項に定める措置を決定するにあたっては、対象者の弁明を聴取しなければならない。
３　本条の規定は、学会の定款等の規定による会員の除名、役員の解任等の処分を妨げるものではない。

第１７条（準用）
本細則９条ないし１１条の規定は、前条の場合に準用する。

附　　則

１．この取扱い細則は，平成２１年１１月１４日から施行する。
２．平成２６年２月２０日改定
３．平成２７年２月２５日改定